## 4 届出に関する書類

届出に関する申出書の様式一覧、標識一覧、届出書添付図書一覧を次の表に示します。 なお、屋外広生物条例に其づく屋外広生物等可由詩書等様式一覧は、II-2(屋外広生物条例)

なお、屋外広告物条例に基づく屋外広告物許可申請書等様式一覧は、II-2 (屋外広告物条例に基づく制限) をご覧ください。

### 届出書様式一覧

【景観法・景観条例、土地利用調整条例、屋外広告物条例】

様式名	部数	備考
届出書(新規・変更)	2部 (正本・副本)	統一様式 (景観条例・土地利用調整条例・屋外広告物条例) ※添付図書についても各2部提出
建築等計画概要書 (届出書に添えて提出)	2 部	統一様式 (景観条例・土地利用調整条例・屋外広告物条例) ※添付図書についても各2部提出

### 【土地利用調整条例】特定開発事業等の届出様式

様式名	部数	備考
特定開発事業等着手届	2 部	着手しようとする日の前日までに届出
特定開発事業等完了届	2 部	完了した翌日から 10 日以内に届出
特定開発事業等(一部工事完了) 承認申請書	3部 (正本2部・ 副本1部)	一部完了の届出が必要な場合は、事前にこの様 式により承認申請が必要

### 【届出書にかかる取り下げ届様式】

様式名	部数	備考
取り下げ届	2部 (正本・副本)	

### 【届出書にかかる建築等工事主変更届】

様式名	部数	備考
建築等工事主変更届	2部 (正本・副本)	

### 【都市計画法施行条例】

※開発区域が都市計画区域内で 3,000 ㎡以上、都市計画区域外で 10,000 ㎡以上の開発行為(都市計画法 第 29 条の許可が必要なもの)が該当となります。

様式名	部数	備考
公共施設の管理者に関する同意、協議申出書	2部(正本・副本)	
開発行為概要書(申出書に添えて提出)	2 部	

### 標識一覧

### 【景観条例、土地利用調整条例】

景観条例第4条第4項の景観育成特定地区、土地利用調整条例第4条第8項の土地利用特定地区内においては標識の設置が必要となります。

様式名	備考
行為の標識	統一様式(景観条例・土地利用調整条例)縦 40cm×横 50cm 以上

※上記様式及び標識は市ホームページ http://www.city.iida.lg.jp/site/tochi/todokede-syorui.html からダウンロードできます。

# □ 建築物

景観:景観条例、調整:土地利用調整条例、広告物等:屋外広告物条例

ш	建架彻				
確認	必要な図書	確認	明示すべき事項	関連 条例	縮尺 (~以上)
, F-C		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	方位	景観	( )/
	付近見取図		建築物等の敷地の位置、当該敷地の周辺の状況(目標となる地物)	調整	1/2, 500
	写真		敷地及びその周辺の状況並びに撮影の位置及び方向	景観	_
			縮尺及び方位		
			敷地の接する道路の位置及び幅員		
			敷地境界線(隣地境界線、道路境界線、建築基準法第42条第2項		
			のみなし道路境界線)、都市計画道路等	景観	
			建築物等の位置、届出に係る建築物等と他の建築物等の別	調整	
	配置図	***************************************	緑地の保全及び緑化の措置(樹種、植栽、位置、寸法等)		1/100
		×	土地の高低、法面、擁壁の設置その他安全上適当な措置		
		***************************************	自動車駐車場の区画線、その寸法及び面積		-
			合併処理浄化槽又は油水分離槽の位置	調整	
			氾濫調整池、雨水貯留槽その他の施設の位置		
			縮尺及び方面		
			敷地境界線(隣地境界線、道路境界線及び建築基準法第 42 条第 2	F1 /r11	
			項の道路がある場合はみなし道路境界線)	景観	
	二面以上の		地盤面及び前面道路の路面の中心からの届出に係る建築物等及び	調整	1/100
	立面図		各部分の高さ		
			外壁の構造並びに開口部の位置、形状及び寸法	調整	
			建築物等の彩色(原則全方面)	E	1 /50
			擁壁の各部の高さ、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等の措置	景観	1/50
	TF 구 등		縮尺及び方位	⇒¤ ≠₩	1 /100
	平面図		各階の間取、各室の用途、開口部及び室内設備	調整	1/100
	断面図		縮尺及び切断した位置	調整	1/100
			各階の床及び天井の高さ	神雀	1/100
			排水施設の位置、種類及び形状(幅、深さ、径)並びに集水の方		
	排水施設計		法(勾配及び方向)		
	排水施設司   画の平面図		集水面積(土地の利用計画及びその面積表)	調整	_
			水路の系統図(敷地内の排水施設及び放流先)		
			水理計算(側溝又は管の勾配、幅及び深さ又は径)		
			氾濫調整池、雨水貯留槽その他の施設(側溝、管、枡、油水分離		
	構造図		槽など)の構造及び能力	調整	1/50
			放流の方法 (泥ための設置、接続方法、構造等)		
	その他必要		代理者が届け出る場合は委任状	景観	
	となる図書		各種申請許可書の写し等	調整	_
			参考図書()	H) 11E	

※行為の規模が大きいため適切に表示できないときは、市長が適切と認める縮尺の図面で作成することができます。 ※上記に掲げる図面に明示すべき事項を他の図面に適切に明示したとき、又は市長が当該図面の添付若しくは当該 図面に明示すべき事項の記載を必要ないと認めるときは省略することができます。

# □ 工作物

景観:景観条例、調整:土地利用調整条例、広告物等:屋外広告物条例

ш	<b>上 IF 1</b> 勿				
確認	必要な図書	確認	明示すべき事項	関連 条例	縮尺 (~以上)
		, FC	方位		( ),,
	付近見取図		な	調整	1/2,500
	写真		敷地及びその周辺の状況並びに撮影の位置及び方向		_
	370		縮尺及び方位	N/ HAIL	1
			敷地の接する道路の位置及び幅員		
			敷地境界線(隣地境界線、道路境界線、建築基準法第42条第2項		
			のみなし道路境界線)、都市計画道路等	景観	
			建築物等の位置、届出に係る建築物等と他の建築物等の別	調整	
	配置図		緑地の保全及び緑化の措置(樹種、植栽、位置、寸法等)		1/100
			土地の高低、法面、擁壁の設置その他安全上適当な措置		
			自動車駐車場の区画線、その寸法及び面積		
			合併処理浄化槽又は油水分離槽の位置	調整	
			氾濫調整池、雨水貯留槽その他の施設の位置	H/13 1E.	
			縮尺及び方面		+
			敷地境界線(隣地境界線、道路境界線及び建築基準法第 42 条第 2		
			項の道路がある場合はみなし道路境界線)	景観	
	二面以上の		地盤面及び前面道路の路面の中心からの届出に係る建築物等及び	調整	1/100
	立面図		各部分の高さ		
			外壁の構造並びに開口部の位置、形状及び寸法	 調整	-
			建築物等の彩色(原則全方面)		1/50
				景観	
	詳細図		各種構造物の設計図及び施行方法	 調整	1/20
	FI AI A		縮尺及び切断した位置	19.4.1.1	_,
	縦断面図・		現状及び計画の地盤面	調整	1/250
	横断面図		各部分高さ	17.4.1.1	_,
			排水施設の位置、種類及び形状(幅、深さ、径)並びに集水の方		
			法(勾配及び方向)		
	排水施設計		集水面積(土地の利用計画及びその面積表)	調整	_
	画の平面図		水路の系統図(敷地内の排水施設及び放流先)	.,	
			水理計算(側溝又は管の勾配、幅及び深さ又は径)		
			氾濫調整池、雨水貯留槽その他の施設(側溝、管、枡、油水分離		
	構造図		槽など)の構造及び能力	調整	1/50
			放流の方法(泥ための設置、接続方法、構造等)		
			代理者が届け出る場合は委任状	P 12:	
	その他必要		各種申請許可書の写し等	景観	_
	となる図書		参考図書()	調整	
		<u> </u>			<u> </u>

※行為の規模が大きいため適切に表示できないときは、市長が適切と認める縮尺の図面で作成することができます。 ※上記に掲げる図面に明示すべき事項を他の図面に適切に明示したとき、又は市長が当該図面の添付若しくは当該 図面に明示すべき事項の記載を必要ないと認めるときは省略することができます。

# □ 開発行為

景観:景観条例、調整:土地利用調整条例、広告物等:屋外広告物条例

	17137013 110		,		ı
確認	必要な図書	確認	明示すべき事項	関連 条例	縮尺 (~以上)
pru -		HP.C	方位		( 9,111)
	付近見取図		開発区域の位置、開発区域の周辺の状況(目標となる地物)	調整	1/2, 500
	写真		開発区域及びその周辺の状況並びに撮影の位置及び方向	景観	_
	設計図等		設計図又は施行方法を明らかにするもの(配置図等で表現しきれな	景観	1/100
			いもの。例:各区画の面積算定根拠など)		
			縮尺及び方位		
			開発区域の接する道路の位置及び幅員		
			各境界線(区画線、開発道路境界線、隣地境界線、道路境界線及び	景観	
			建築基準法第42条第2項のみなし道路境界線等)、都市計画道路等	調整	
	配置図		土地の高低、法面、擁壁の設置その他安全上適当な措置		1/250
			緑地の保全及び緑化の措置(樹種、植栽、位置、寸法等)		1/200
			建築物等の用途、規模、計画戸数及びその位置		
			自動車駐車場の区画線、その寸法及び面積	⇒m <del>±</del> ₩	
			合併処理浄化槽又は油水分離槽の位置	調整	
			氾濫調整池、雨水貯留槽その他の施設の位置		
	WX WC 77 [53]		縮尺及び切断した位置		
	縦断面図·		現状及び計画の地盤面	調整	1/250
	横断面図		各部分高さ		
	3)/ Am [5]		各種構造物の設計図及び施行方法(塀や擁壁等で詳細に示す必要の	-m-±4	1 /00
	詳細図		あるもの。その他の図面で表現することができるものは省略可。)	調整	1/20
			排水施設の位置、種類及び形状(幅、深さ、径)並びに集水の方法		
	LIL 1.44→=0.⇒1		(勾配及び方向)		
	排水施設計		集水面積(土地の利用計画及びその面積表)	調整	_
	画の平面図		水路の系統図(敷地内の排水施設及び放流先)		
			水理計算(側溝又は管の勾配、幅及び深さ又は径)		
			氾濫調整池、雨水貯留槽その他の施設(側溝、管、枡、油水分離槽		
	構造図		など)の構造及び能力	調整	1/50
			放流の方法(泥ための設置、接続方法、構造等)		
			複雑な地形等の場合は、縦断面図及び横断面図		
	その他必要		代理者が届け出る場合は委任状	景観	
	となる図書		各種申請許可書の写し等	調整	_
			参考図書( )		
	l		<u> </u>		1

※行為の規模が大きいため適切に表示できないときは、市長が適切と認める縮尺の図面で作成することができます。 ※上記に掲げる図面に明示すべき事項を他の図面に適切に明示したとき、又は市長が当該図面の添付若しくは当該 図面に明示すべき事項の記載を必要ないと認めるときは省略することができます。

景観:景観条例、調整:土地利用調整条例、広告物等:屋外広告物条例

# □ 土地の形質の変更(土石の採取、鉱物の掘採を除く。)

確	ひ用か回事	確	明二十八七重四	関連	縮尺
認	必要な図書	認	明示すべき事項	条例	(~以上)
	/ NC B 15 55		方位	景観	1 /0 500
	付近見取図		行為を行う区域の位置、当該区域の周辺の状況(目標となる地物)	調整	1/2,500
	写真		当該区域及びその周辺の状況並びに撮影の位置及び方向	景観	_
			縮尺及び方位		
			当該区域の接する道路の位置及び幅員		
	設計図又は		各境界線(隣地境界線、道路境界線及び建築基準法第 42 条第 2 項		
	施行方法を		のみなし道路境界線等)、都市計画道路等		
	明らかにす		土地の高低、法面、擁壁の設置その他安全上適当な措置	景観	1 /100
	る図面		緑地の保全及び緑化の措置(樹種、植栽、位置、寸法等)	調整	1/100
	(開発行為の		工作物がある場合は用途、規模及びその位置		
	配置図に準じ たもの)		自動車駐車場の区画線、その寸法及び面積		
			油水分離槽の位置		
			氾濫調整池、雨水貯留槽その他の施設の位置		
	<b>然帐声圆</b> 。		縮尺及び切断した位置	調整	1/250
	縦断面図・ 横断面図		現状及び計画の地盤面		
	独的田凶		各部分高さ		
			排水施設の位置、種類及び形状(幅、深さ、径)並びに集水の方		
	排水施設計		法(勾配及び方向)		
	が小旭設司画の平面図		集水面積(土地の利用計画及びその面積表)	調整	_
	岡の千田区		水路の系統図(敷地内の排水施設及び放流先)		
			水理計算(側溝又は管の勾配、幅及び深さ又は径)		
			氾濫調整池、雨水貯留槽その他の施設(側溝、管、枡、油水分離		
	構造図		槽など) の構造及び能力	調整	1/50
			放流の方法 (泥ための設置、接続方法、構造等)		
			複雑な地形等の場合は、縦断面図及び横断面図(縮尺及び切断し		
	その他必要		た位置、現状及び計画の地盤面、各部分高さ)	景観	
	となる図書		代理者が届け出る場合は委任状	京既調整	_
	「てはる囚員		各種申請許可書の写し等	明笙	
			参考図書 ( )		

※行為の規模が大きいため適切に表示できないときは、市長が適切と認める縮尺の図面で作成することができます。 ※上記に掲げる図面に明示すべき事項を他の図面に適切に明示したとき、又は市長が当該図面の添付若しくは当該 図面に明示すべき事項の記載を必要ないと認めるときは省略することができます。

景観:景観条例、調整:土地利用調整条例、広告物等:屋外広告物条例

# □ 土地の形質の変更(土石の採取、鉱物の掘採)

確認	必要な図書	確認	明示すべき事項	関連 条例	縮尺 (~以上)
hru.	付近見取図	ри.	方位	景観	1/2, 500
	写真		行為を行う区域の位置、当該区域の周辺の状況(目標となる地物) 当該区域及びその周辺の状況並びに撮影の位置及び方向	 景観	
	<del>- 子具</del>		縮尺及び方位		
			当該区域の接する道路の位置及び幅員		
	配置図等		当該区域、行為の位置及びその概要		
	(配置図、立面 図、断面図、詳		土地の高低、法面、擁壁の設置その他安全上適当な措置	景観	1/100
	細図等)		採取又は掘採の方法		
			廃土の堆積方法		
			採取又は掘採した後に行う措置(緑化等)		
			複雑な地形等の場合は、縦断面図及び横断面図(縮尺及び切断した		
			位置、現状及び計画の地盤面、各部分高さ)		
	その他必要		排水施設計画の平面図(集水及び排水の方法、泥ための設置等)	景観	_
	となる図書		代理者が届け出る場合は委任状	調整	
			各種申請許可書の写し等		
			参考図書( )		

※行為の規模が大きいため適切に表示できないときは、市長が適切と認める縮尺の図面で作成することができます。 ※上記に掲げる図面に明示すべき事項を他の図面に適切に明示したとき、又は市長が当該図面の添付若しくは当該 図面に明示すべき事項の記載を必要ないと認めるときは省略することができます。

## 届出書添付図書一覧

□ 木竹の植栽

景観:景観条例、調整:土地利用調整条例、広告物等:屋外広告物条例

確認	必要な図書	確認	明示すべき事項	関連 条例	縮尺 (~以上)
- H,C.	付近見取図	me.	方位	景観	1/2, 500
	写真		行為を行う区域の位置、当該区域の周辺の状況(目標となる地物) 当該区域及びその周辺の状況並びに撮影の位置及び方向	景観	_
	配置図等(配置図、立面図、断面図、詳細図等)	200000000000000000000000000000000000000	縮尺及び方位 当該区域の接する道路の位置及び幅員 当該区域、行為の位置及びその概要 土地の高低、法面、擁壁の設置その他安全上適当な措置 植栽の計画及びその樹種並びに施行方法	景観	1/100
	その他必要となる図書		<ul><li>代理者が届け出る場合は委任状</li><li>各種申請許可書の写し等</li><li>参考図書( )</li></ul>	景観	_

※行為の規模が大きいため適切に表示できないときは、市長が適切と認める縮尺の図面で作成することができます。 ※上記に掲げる図面に明示すべき事項を他の図面に適切に明示したとき、又は市長が当該図面の添付若しくは当該 図面に明示すべき事項の記載を必要ないと認めるときは省略することができます。

※届出書2部及び建築計画概要書2部にそれぞれ上記の図面添付が必要です(全4部)。

# □ 木竹の伐採

確	必要な図書	確	明示すべき事項	関連	縮尺	
認	認	初かりへき事項	条例	(~以上)		
	付近見取図	4.1.C.E.B.M.	方位	早.知	1/0 500	
			行為を行う区域の位置、当該区域の周辺の状況(目標となる地物)	景観	1/2, 500	
	写真		当該区域及びその周辺の状況並びに撮影の位置及び方向	景観		
	配置図等(配置図、立面図、断面図、詳細図等)		縮尺及び方位			
			木竹の伐採を行う範囲			
		置図等 木竹の伐採を行う範囲内における幹周り(地上より1.5mの位置)				
				1.5m以上又は高さ 10mを超え、かつ、樹冠が 10mを超える樹木	景観	1/250
			の位置及びこれら木竹の保全の方法			
			土地の高低			
			木竹を伐採した後に行う措置を明らかにするもの(植栽等)			
	この44 21 西		代理者が届け出る場合は委任状			
	その他必要となる図書		各種申請許可書の写し等	景観	_	
			参考図書(			

※行為の規模が大きいため適切に表示できないときは、市長が適切と認める縮尺の図面で作成することができます。 ※上記に掲げる図面に明示すべき事項を他の図面に適切に明示したとき、又は市長が当該図面の添付若しくは当該 図面に明示すべき事項の記載を必要ないと認めるときは省略することができます。

## 届出書添付図書一覧

## □ 物件の堆積

景観: 景観条例、調整: 土地利用調整条例、広告物等: 屋外広告物条例

	W-11 - F-12					
確認	必要な図書	確認	明示すべき事項	関連 条例	縮尺 (~以上)	
	付近見取図	,	方位 行為を行う区域の位置、当該区域の周辺の状況(目標となる地物)	景観	1/2, 500	
	写真		当該区域及びその周辺の状況並びに撮影の位置及び方向	景観	_	
	配置図等(配置図、立面図、断面図、詳細図等)	Jan 1981	縮尺及び方位 当該区域の接する道路の位置及び幅員 当該区域、堆積する場所及び方法 土地の高低、法面、擁壁の設置その他安全上適当な措置 遮へい又は緑化の措置	景観	1/250	
	その他必要となる図書		<ul><li>代理者が届け出る場合は委任状</li><li>各種申請許可書の写し等</li><li>参考図書( )</li></ul>	景観	_	

※行為の規模が大きいため適切に表示できないときは、市長が適切と認める縮尺の図面で作成することができます。 ※上記に掲げる図面に明示すべき事項を他の図面に適切に明示したとき、又は市長が当該図面の添付若しくは当該 図面に明示すべき事項の記載を必要ないと認めるときは省略することができます。

※届出書2部及び建築計画概要書2部にそれぞれ上記の図面添付が必要です(全4部)。

## □ 埋立・干拓

	7 I II			1	
確	必要な図書	確	明示すべき事項	関連	縮尺
認	必要な凶音	は図音	条例	(~以上)	
	4.7.1.4.6.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2		方位	景観	1/2, 500
	付近見取図		行為を行う区域の位置、当該区域の周辺の状況(目標となる地物)		
	写真		当該区域及びその周辺の状況並びに撮影の位置及び方向	景観	_
	配置図等(配置図、立面図、断面図、詳細図等)		縮尺及び方位	景観	1/250
			当該区域の接する道路の位置及び幅員		
			当該区域、埋立て、又は干拓する場所及び方法		
			土地の高低、法面、擁壁の設置その他安全上適当な措置		
			護岸の素材、緑化の措置		
	この400世		代理者が届け出る場合は委任状	景観	
	その他必要となる図書		各種申請許可書の写し等		_
	こなる凶音		参考図書(		

※行為の規模が大きいため適切に表示できないときは、市長が適切と認める縮尺の図面で作成することができます。 ※上記に掲げる図面に明示すべき事項を他の図面に適切に明示したとき、又は市長が当該図面の添付若しくは当該 図面に明示すべき事項の記載を必要ないと認めるときは省略することができます。

## 届出書添付図書一覧

□ 特定照明

景観:景観条例、調整:土地利用調整条例、広告物等:屋外広告物条例

	14 (2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/					
確	必要な図書	確	明示すべき事項	関連	縮尺	
認	少安な凶音	認	切り、り・・・さ 争伐	条例	(~以上)	
			方位			
	付近見取図		設置する敷地又は場所の位置、当該敷地又は場所の周辺の状況(目	景観	1/2,500	
			標となる地物)			
	写真		当該敷地又は場所及びその周辺の状況並びに撮影の位置及び方向	景観	_	
			縮尺及び方位	景観		
	配置図等		各境界線(道路境界線、隣地境界線)		1/100	
	図、断面図、詳細図等)		特定照明をする物件の彩色並びに物件に照明をする範囲及び面積			
			特定照明の色調及び方法並びにその時間帯			
	その他必要となる図書		代理者が届け出る場合は委任状			
			各種申請許可書の写し等	景観	_	
			参考図書( )			

※行為の規模が大きいため適切に表示できないときは、市長が適切と認める縮尺の図面で作成することができます。 ※上記に掲げる図面に明示すべき事項を他の図面に適切に明示したとき、又は市長が当該図面の添付若しくは当該 図面に明示すべき事項の記載を必要ないと認めるときは省略することができます。

# □ 広告物等

景観:景観条例、調整:土地利用調整条例、広告物等:屋外広告物条例

確		確		関連	縮尺
認	必要な図書	認	明示すべき事項	条例	(~以上)
	付近見取図		方位	広告物等	1/2, 500
			設置する敷地又は場所の位置、当該敷地又は場所の周辺の状況(目		
			標となる地物)		
	写真		当該敷地又は場所及びその周辺の状況並びに撮影の位置及び方向	広告物等	_
			縮尺及び方位		1/100
			各境界線(道路境界線、隣地境界線等)		
	配置図		当該敷地又は場所に接する道路の位置	広告物等	
			広告物等の位置(各境界線からの距離)		
			土地の高低		
	二面以上の立面図		縮尺及び方面	広告物等	1/50
			広告物等の位置、各部の形状、寸法及び材料(施工方法等)		
			広告物等の各部分の高さ(地上及び道路からの各部分の高さ)		
			広告物等の種類及び面積算定表		
			光源を用いた動画、動光、点滅、ネオン及び色相等の変化並びに		
			内照灯の方法		
			外部からの照明等がある場合は、光の色及び動光、点滅、照度の		
			変化等の方法並びに営業時間及び照明時間		
			意匠、彩色及びマンセル値による彩度(原則全方面)		
			長野県の屋外広告業登録済証 (ホームページで確認できない場合)		
	その他必要となる図書		規制地域の適用を受けないことを示すもの		
			代理者が届け出る場合は委任状	広告物等	_
	になる囚官		各種申請許可書の写し等		
			参考図書 ( )		

※行為の規模が大きいため適切に表示できないときは、市長が適切と認める縮尺の図面で作成することができます。 ※上記に掲げる図面に明示すべき事項を他の図面に適切に明示したとき、又は市長が当該図面の添付若しくは当該 図面に明示すべき事項の記載を必要ないと認めるときは省略することができます。